



行方市の人口  
 総数 37,541人 (-13)  
 男 18,627人 (-5)  
 女 18,914人 (-8)  
 世帯数 11,666世帯 (-111)  
 平成24年8月1日現在  
 ( )は前月との比較

行方市民憲章  
 やさしい自然  
 かがやく人  
 わたしたちがつくる  
 魅力あるまち、行方市



市の花  
ヤマユリ(山百合)



市の木  
イチョウ(銀杏)



市の鳥  
シラサギ(白鷺)

就業構造基本調査



総務省統計局(茨城県・行方市)では、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。

この調査は、国民のふだんの就業・不就業の状態を詳細に把握することにより、雇用政策を始め経済政策などに必要な基礎資料を得ることを目的に実施します。

9月上旬から調査員が調査世帯に伺いますので、調査の趣旨をこ

理解いただき、調査票へのご記入をお願いします。

総務省統計局 平成24年就業構造基本調査ページ  
<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/index.htm>

障害者就職面接会(前期)

**期 日** 10月4日(木)  
**時 間** 午後1時～午後3時30分  
**対 象** 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方  
**場 所** 鹿島セントラルホテル  
**申込方法** 詳細は、左記の連絡先までお問い合わせください。  
**問** 常陸鹿嶋公共職業安定所  
 ☎ 0299・83・2318

補装具、高次脳機能障害の巡回相談

茨城県福祉相談センターでは、10月16日に行方市で、身体障害者の方に対する補装具、高次脳機能障害の巡回相談を行います。

**期 日** 10月16日(火)  
**時 間** 午後1時～午後5時  
**対 象** 身体障害者手帳をお持ちの方、高次脳機能障害の相談を希望される方  
**場 所** 玉造保健センター  
**申込方法** 10月9日(火)までにお電話にてお申し込みください。  
 ※定員になり次第、受付終了  
**問** 社会福祉課(玉造庁舎)  
 ☎ 0299・55・0111



いばらき健康づくり支援店募集

茨城県では、健康づくりに配慮した取り組みを行っているお店を「いばらき健康づくり支援店」として登録し、県のホームページなどでご紹介しています。いばらき健康づくり支援店として登録するには、終日禁煙またはランチタイム・ディナータイムの禁煙に取り組んでいること、またヘルシーメニューの提供や栄養成分表示などを実施していることが条件となります。

「うちの店も登録したい!」「該当しそうなお店を知っている!」という方は、ぜひ左記までお問い合わせください。

**問** 鉾田保健所 健康指導課  
 ☎ 02991・33・2158

**過払い金回収**  
 ↑相談¥0 着手金¥0 成功報酬制!  
**借金整理・交通事故・遺言・相続**  
**LEGAL PLUS** 秘密厳守  
 弁護士法人 リーガルプラス  
 茨城県弁護士会所属  
**かしま法律事務所**  
 124号イオンそば  
 ☎0299-85-3350(平日10:00~18:00)  
 リーガルプラス 検索 代表弁護士 谷 靖介

**ベストパートナーバンク**  
**常陽銀行**  
**麻生支店** : 行方市麻生 1135-31 TEL:0299-72-0551  
**玉造支店** : 行方市玉造甲 337 TEL:0299-55-0101  
**北浦支店** : 行方市山田 1301-1 TEL:0291-35-2121

## ごみの出し方 ご注意ください！

### スプレー缶・カセットボンベ 使い捨てライター等

ごみ収集時のスプレー缶等による火災が発生しています。スプレー缶やカセットボンベには可燃性の高いガスが使用されています。

ガスが残っていると清掃車両や処理施設の火災の原因となり、作業員が怪我を負う等の重大な事故につながり大変危険ですので、次のとおり安全な出し方に御協力をお願いします。

■スプレー缶やカセットボンベ  
最後まで使い切り、スプレー缶ガス抜き器で穴をあけてから【燃えないごみ】に排出してください。

■使い捨てライターの出し方  
最後まで使い切ってから【燃えるごみ】に排出してください。

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎）  
Tel 0291-35-2111



## 屋外広告物の表示には許可が必要です ～まちの良好な景観のために～

まちの中には、さまざまな種類の「屋外広告物（※）」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可を受けることが必要です。まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などの壁面利用広告などをいいます。

◆屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

### 【主な規制の例】

#### (1) 自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）

次の場合は、禁止地域でも表示することができます。

- ・ 広告物の合計面積が 5㎡以下で、許可基準に適合する場合
- ・ 広告物の合計面積が 100㎡以下（第1種禁止地域にあっては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下で、一の広告物の面積が 15㎡以下）で、許可基準に適合し、市長の許可を受けた場合

#### (2) 自己の店舗等から離れた場所に表示する場合

道路から一定の範囲の区域（商業地域等を除く。）や信号機の付近などの「禁止地域」及び街路樹、道路標識、電柱などの「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。

- ◆屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。
- ◆屋外広告物の許可手続きや許可基準などについては、下記問い合わせ先へご相談ください。新たに店舗等を建築するなどといった際に、屋外広告物を表示する場合は、事前にご相談をお願いします。

【問い合わせ】都市建設課（玉造庁舎） Tel 0299-55-0111  
茨城県土木部都市局都市計画課都市行政 G Tel 029-301-4579

万全 セキュリティ 証明書 提出 面談 MCSA加盟の結婚相談所は 安心・安全です。

経済産業大臣認定個人情報保護団体結婚相談業サポート協会(MCSA)

# 結婚

男女初婚・再婚  
婿養子・年齢不問  
プライバシー厳守

## ブライダル鹿嶋

女性に限り  
入会～成婚  
まで優遇

お問い合わせ TEL 0299-69-7622  
E-mail: aiko@sakaida.net

## 潮来ショッピングセンター アイモア店

### スマイル保険ショップ

● 決して安くない生命保険料  
保険は貯金ではありません!!

保障内容の合っていない方 } 90%以上  
高い保険料をお支払いの方 }  
専門プロによる無料相談・アドバイス

今こそ保険の  
見直しで得しよう!

ご来店・ご自宅訪問予約は

0120-800-784